

ぽかぽか通信

NO.50

2024.4月

ぽかぽか★サポートチーム(原発賠償ひょうご訴訟)事務局発行 <http://pokapoka-hyogo.weebly.com/>

第1審判決は 不当判決！国の責任を否定 内部被ばくの危険性を否定 原告の被害を無視した賠償

この訴訟は、東京電力福島第1原発事故でかけがえのない「あたり前の日常」を破壊された被害者が、完全賠償だけでなく医療的措置を含めた十分な恒久的補償制度を確立させ、憲法上の自己決定を尊重する「避難する権利」を勝ち取り、東電の重度の過失責任とそれを放置してきた国の責任を明確にすることを通じて、地球上で二度と同じような惨事を繰り返させない安心できる社会を実現して、「子どもたちの未来」を取り戻すことを求めている集団訴訟です。原告数は、第一次訴訟(2013年9月)、第二次訴訟(2014年3月)、第三次訴訟(2015年3月)、合計で30世帯78人でした。

弁護団新団長 津久井進弁護士のご挨拶

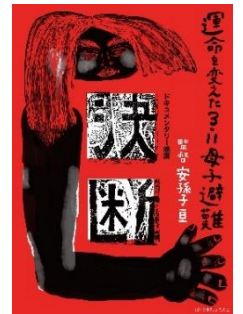


原発賠償ひょうご訴訟は神戸地裁での第1回戦を終え、大阪高裁に場を移して第2回戦に臨むこととなりました。10年余にわたって弁護団の先頭に立って闘った古殿宣敬団長に代わり、私が弁護団長を引き継ぐことになりました。私は最後まで戦い抜く「決意」で団長を引き受けましたので、どうぞよろしくお願ひします。

私は「決意」と申し上げましたが、みなさんは全国で上映が始まったドキュメンタリー映画『決断 運命を変えた3・11母子避難』(安孫子亘監督)をご覧になりましたか。全国の原発賠償訴訟を追い掛けた映画で、京都訴訟や関西訴訟が大きな柱になっています。原発事故によって「人生最大の決断」を迫られた10家族の勇気と覚悟を活写しています。私たちは避難した方々の「決断」の正当性を認め、公的な支援を実現するために闘っています。

似た言葉が「判断」です。裁判官が下す判決は「判断」の総集編のようなものです。神戸地裁の判決は明らかに間違った「判断」でした。いったい何が欠けており、何が間違っているのでしょうか。第1に最高裁判決の誤りに対峙する勇気の欠如、第2に事実を見ず原告たちが置かれた実情を見ない不理解・不共感、第3に自分の頭で真剣に考えようとしぬ責任放棄だと思っています。原発事故に際して、原告たちが迫られた「決断」と、裁判所が行った「判断」は真逆です。

ひょうご弁護団は、この不正義を正すべく、先行する京都訴訟、締め括る関西訴訟と協働して大阪の場で闘って参ります。原告(控訴人)のみなさん、引き続き共に頑張りましょう。支援者のみなさん、共に元気に奔走して参りましょう。



弁護団事務局長 辰巳弁護士

～原発事故は司法の責任～



2024年3月21日の神戸地方裁判所第2民事部判決は、国の責任を否定するとともに、私たちが強く主張してきた内部被ばくの危険性に伴う避難継続の相当性(被ばくをさける権利)を否定し、なげなしの損害賠償についても東電の既払金による充当(弁済の抗弁)を広く認めるなどして切り捨ての中身の薄っぺらい、悪意にも満ちた極めて不当な判決となりました。昨年5月に結審して以来10カ月もの間裁判官はこんなしょうもない判決を書いていたのかと裁判官の悪口を言うのは簡単ですので、これはせず、裁判官を説得できる主張立証ができなかった私たち弁護団の力不足をまずはお詫び申し上げます。

一昨年の最高裁判決以降、国の責任を否定する判決が立て続けに出されています。そして神戸地裁判決後には、国の義務違反は重大であるとしておきながら、事故は防げなかったとした「いわき市民訴訟」について最高裁が上告を不受理とする決定(1名の裁判官が反対)が出たとの報に接しました。最高裁としては、6.17で肩すかし判決をした後は門前払いで原発事故を「収束」させようとしているのかも知れません。

規制権限を行使しても防げない事故を起こすのであれば原発は動かすなど言うべきです。これまで司法は原発差し止め訴訟には極めて寛容な判断を示してきました。国策民営の原子力政策には司法のバックアップもありました。絶対に事故を起こさないとした原発に事故が起こったのですから、ここは司法は責任の明確化と被害救済に尽力すべきですが、司法は原発事故があっても国・電力会社を擁護し続けています。このような司法の姿勢も原発事故を招く要因であり、原発事故は司法の責任でもあります。

何ら落ち度のないにも関わらず避難を余儀なくされた原告が訴訟を継続することは精神的にも経済的にも大変な負担です。一部の原告世帯は一番訴訟係属中にやむを得ず訴えを取下げをしましたし、神戸地裁判決に対してもやむを得ず控訴を断念する世帯もできました。これも原発事故による被害ですし、司法による被害です。それでも私たちはこの度半数を超える世帯・原告でこの度大阪高等裁判所に控訴をいたしました。

大阪高等裁判所では、敷地高を超える津波が予想できていたというあたり前のことをもう一度裁判所に認めさせるとともに、果たして東京電力平成20年試算は最高裁のいうような「最悪の想定」であったのか、また、事故を防ぐことができないのであれば原発を停止させるべきであった、あるいは定期点検によりせつかく停止していた原発の再稼働を認めるべきではなかった、などこれまでの枠組みと異なる主張も展開していきたいと考えています。また、内部被ばく論については、新たな知見も踏まえて避難継続の相当性・被ばくを避ける権利を認めさせる主張を高裁においても正面から展開をしていく所存です。東電の弁済の抗弁なども認めさせるわけにはいきません。

こんなバカな判決(言ってしまった!)のまま終わるとまるで自分たちがバカだったような気持ちになります。二度と原発事故を起こさせないためにも、このような判決を控訴審でひっくり返す、そして関西・全国の原告団・弁護団・支援団体と連携し6.17判決を見直させる闘いを続けることが、司法に関わる私たち弁護団の責任だと考えております。控訴審頑張りましょう!

兵庫県原発被災者支援弁護団

<http://hinansha-hyogo.social-action.net/>

事務局長 辰巳 裕規

事務局住所: 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

電話: 078-371-0171 Fax: 078-371-0175

神戸合同法律事務所気付

原発賠償ひょうご訴訟 ぽかぽか★サポートチーム

ぽかぽか★サポートチーム
尼崎市潮江 1-3-30KDI ビル 4 階
事務局 (松本理花) 080-1458-5327
<http://pokapoka-hyogo.weebly.com/>
フェイスブック (ぽかぽかサポートチーム)
X (@pokapokahyogo)



悔しい判決でした。しかし、原告たちは次に向けてがんばります

これからもよろしくお祈りします

大阪高裁で

勝ちましょう!

帰りたいけど帰れない 原告の呼びかけで、会場全員で「ふるさと」を歌いました 判決後報告集にて

今回の判決を受けて、はぁ～と息が抜けてしまい。自身の身を保つのが難しいような感覚になりました。

最高裁の判決の文言をなぞるだけの裁判長の言葉は余りに重みもなく、原告の訴えに耳を貸さない姿勢は10年の歳月を何も無い事にされてしまいました。

リスタートを改めてしなければとの思いに駆られました。このままの泣き寝入りで終わるのは、ホントに国と東電の思いのままの結論で終わるのは嫌だと思えます。高裁で少しでもこちらの想いを組んでもらえたらと思えます。安全と安心を当たり前に求められることを願いたい。

本当に悔しい判決でした。国の責任を微塵も認めないのは、もはや司法の独立が成り立っていないのではと危惧する位です。

個人的にはふるさと喪失などの損害は認められたのですが、持病の悪化と原発事故による避難の PTSD が認められなかったのが納得がいきません。2014年にはそれらの悪化で3ヶ月弱の入院もして、とても苦しい思いをしました。その損害を認めないのは、原発事故避難のしんどさを想像出来ないことなのだと思います。でも、例に出すまでもなく、双葉病院の惨状など裁判官は知らないのでしょうか。社会的弱者が緊急に強制避難をさせられることが、非常に過酷なことだと分からないのなら、国民の代弁者として相応しいとは言えないのではないかと思います。

この無念の思いを果たすためにも、控訴して頑張りたいと思います。皆さんも、これ以上頑張れと言われても…と思われていると思います。でも無念の気持ちがあつたら、共に戦いましょう。

いつまで苦しんだらいいのか。自分たちのそしてなにより、子どもたちの健康を守りたいと思ふるさとを離れてきたのが現状です。それを認めてもらえない、それって、どうなんでしょう。やっぱり福島には帰りたい気持ちはあります。でも子供たちを守らなきゃいけないし、事情があつてこっちに残っています。

避難している人がいることだけは認めてほしい。いつか国が避難してる人をみんなを守る政治にしていってほしいから、今後とも裁判を続けていきたいです。

近畿の裁判にも注目!

- *関西訴訟 @大阪地裁 4月25日(木) 5月30日(木)
開廷時間10時~17時 本人尋問
- *京都訴訟 @大阪高裁 5月22日(水)
開廷時間14時00分 結審です!

サポートのためのカンパはこちら!

りそな銀行 西宮北口支店 普通 1390467
ぽかぽかサポートチーム

判決は棄却でした。「やっぱりかあ」と思う反面「納得できない」とだんだん腹が立ってきました。

この10年に及ぶ裁判で、ただただ恐ろしくて仕方なかった自分は、いろいろ勉強して、「内部被ばく・低線量被ばく」という言葉を学び、その結果、セシウムボールが体の中から自身の細胞を攻撃することを学びました。

私は賢くないので、よく「置き換えて考える」ということをします。例えば、今CMでよく見かける Air Dog(空気清浄機)CMです。大人が歩き回るたびにダニやほこりが舞い上がり、背の低い子どもやペットはそれを吸い込んでしまう。「ダニやほこり」を仮に放射能に置き換えて考えると、舞い上がる放射能を、今もなお、放出されている放射能から逃れる術はないのです。たとえ除染したとしても、それは一時的なものであって、恒久的な安全を保障するものではないのだと思います。放射能の Air Dog はないのでそう考えるのが普通だと思います

先日、関西訴訟で「お父様を去年急性の白血病で亡くされた方」の陳述がありました。お父様は郡山から動かなかったそうです。こういう状態でなくなった方が、今後大勢出てきても、避難は認められないのでしょうか。

なんかおかしいのではないかと これは公害よりもひどい人災なのではないか、と思うようになりました。

原発事後時、あつという間に仙台空港を整備しなおしたトモダチ作戦について後になって知ったことです。米海軍の避難提案320 km、それだと東京も入ってしまい、日本を見捨てたことになるので、米国原子力委員会による避難提案80 km、でもなく、日本は避難区域を20 kmとしました。この事実をどう説明するのでしょうか。メルトダウンを起した原発がある限り、避難困難区域を徐々に狭めるべきではないと思います。むしろ、内部被ばくのことを考え、範囲を広げていくのが理にかなった避難だと思うのですが、私の考え方はまるで相手にもされませんでした。

棄却という結果は、わかり切ったことなのかもしれませんが、パンドラの箱を開けた気分です。私、怖くて、もう帰ることができません。

原発事故直後に乳幼児を連れて兵庫県に避難してから早13年が経過してしまいました。

不当な判決ではありましたが、弁護団の先生方をはじめ、サポーターの方等多くの方々にあたたかく支えていただき、感謝しかありません。避難生活では、いわゆる自主避難がゆえに非常に辛い事が多く、『原発事故さえなければ』この思いは一生消えることはないと思います。しかし、避難先の多くの方々にとても親切にいただいたことも決して忘れません。現在子どもたちは、自主的にボランティア活動に参加しています。私自身もこれからの人生、奉仕の心を大切に生きていきたいと思っています。

長きにわたりありがとうございました。(判決内容に納得はしておりませんが、諸事情により控訴しません。)